

令和6年4月1日

みよし市長  
小山 祐 様

規約に定められた事務所の住所

(団体名)

住 所 みよし市三好町小坂〇〇-〇〇

名 称 〇〇地区青少年健全育成推進協議会

代表者 〇 〇 〇 〇

※行政区名はつけません。

押印不要

令和6年度 地区青少年健全育成推進協議会等活動費 補助金交付決定前着手届

令和6年度 〇〇地区青少年健全育成推進協議会 活動事業に係る補助事業については、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手します。

記

1 事業内容

青少年健全育成⇒〇〇地区青少年健全育成推進協議会活動

2 補助対象経費

予算書の補助対象経費の合計額を記入

3 事業実施期間

当該年度を記入

着手 令和6年4月 1日

完了(予定) 令和7年3月31日

4 交付決定前着手の理由

補助金交付決定前に活動実施する必要があるため

(別記条件)

- (1) 本事業については、本届出から補助金交付決定を受けるまでの間において、額の変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- (3) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し出ないこと。